



歴史と文化を感じられる美しい景観のまちづくりは、一人ひとりのちょっとした気づかいと工夫から。住民にとっても、まちを訪れる人にとっても、心地よく、愛着を持てるまちを、みんなでつくしましょう。

和風の演出は ちょっとした工夫から。



木格子風のルーバーで演出した
共同住宅のベランダ



木格子風のカバーで目隠した
エアコンの室外機



竹垣を組み合わせた
植栽の外構デザイン

西新井大師地区を 特別景観形成地区に 指定しました



さらに
西新井大師地区を
景観の美しいまちへ



くわしくは
景観デザインガイド
【和風の意匠による景観形成事例集】
をご覧ください。
<足立区HPからダウンロードできます>

特別景観形成地区「西新井大師地区」
景観デザインガイド
【和風の意匠による景観形成事例集】

この他にも様々な事例があります。
まずはお問い合わせください。

足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館3階
都市建設部 都市建設課 景観計画係
03-3880-5738
tosi@city.adachi.tokyo.jp

「美しいまち」は「安全なまち」
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区

家を建てる・建て替える、
外壁の色を塗り替えるなどの際

令和7年7月1日から
手続きが
変わりました。



特別景観形成地区とは？

足立区では、東京の名所のひとつでもある西新井大師の風格ある景観を保全・継承し「和風」のデザインを意識した、歴史と文化を感じられる景観形成を目標として、平成31年4月西新井大師地区を「特別景観形成地区」に指定しました。

◆◆◆◆ ほかのまちの景観形成例 ◆◆◆◆



柴又帝釈天参道商店街
(葛飾区)



川崎市一番街商店街
(埼玉県川崎市)

西新井大師地区内で
家を建てる・建て替える、
外壁の色を塗り替えるなどの際は、
景観法・足立区景観条例に基づく
手続きが必要です。



建築などの計画がおありの方は、
次の流れをご確認ください

お住まいのエリアや
建築の規模によって
「必要な手続き」が変わります

ステップ 1 お住まいの場所はどのエリア？

ステップ 2 建築する建築物などの規模は？

ステップ 3 必要な手続きは？

※看板や自動販売機なども景観に配慮していただきます。

ステップ 1 お住まいのエリア(A・B・C)は
どちらですか？

西新井
大師地区



ステップ 3 必要となる手続きは
次の通りです

手続きは2種類

事前協議

対象となる建築など
ご予定がある方は
計画の早い段階で
景観計画係までご相談ください

届出

建築などの行為着手の
30日前までに
計画の届出をお願いします

ステップ 2 建築物などの規模(エリア別)は
どれにあたりますか？

A 大師境内エリア
門前エリア
門前入口エリア

すべての建築物

1	事前協議	どちらも必要
2	届出	

B 大師前エリア
北参道エリア

高さ28m以上または
延べ面積15,000㎡以上の建築物

はい	↓	いいえ	↓
1	事前協議	どちらも必要	1
2	届出		2
			事前協議
			届出
			必要

C 幹線道路沿道エリア
大師北側道路沿道エリア
一般エリア

Q1 高さ28m以上または延べ面積
15,000㎡以上の建築物

いいえ	↓	いいえ	↓
1	事前協議	不要	1
2	届出		2
		どちらも必要	
はい	↓	はい	↓
2	届出	必要	2
			届出
			不要

■高さ15m以上または
延べ面積1,000㎡以上の建築物
■足立区環境整備基準対象建築物等